

水道・下水道事業決算状況 平成30年度

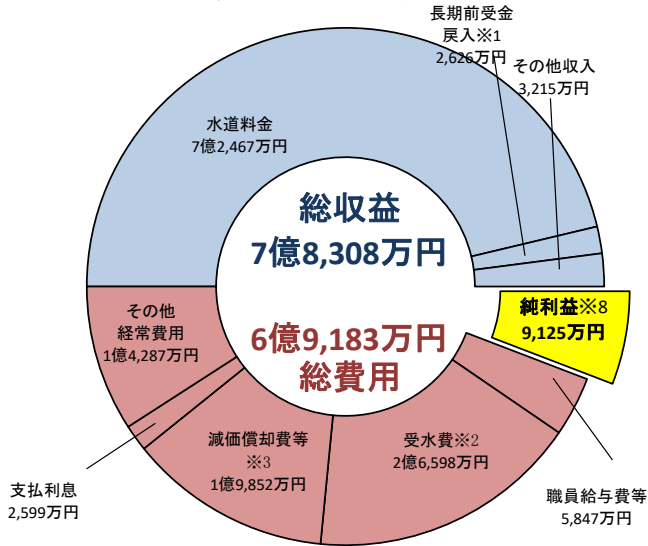
【収益的収支と資本的収支について】

水道事業と下水道事業は地方公営企業として位置づけられているため、経理はその企業活動を正確に把握する必要があります。そのため、営業活動にかかわる損益取引(収益的収支)と、営業活動以外の資本の増減にかかわる資本取引(資本的収支)に会計上明確に分けるよう定められています。

■水道事業 平成30年度決算(平成31年3月31日現在)

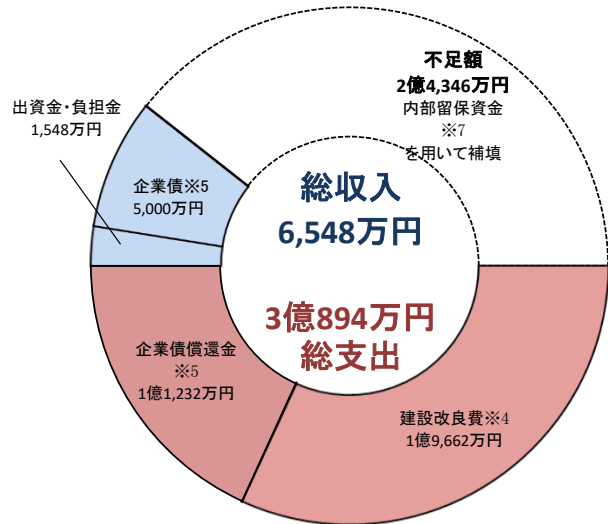
【収益的収支(消費税抜き)】

水道料金等、水をお届けするための収支



【資本的収支(消費税込み)】

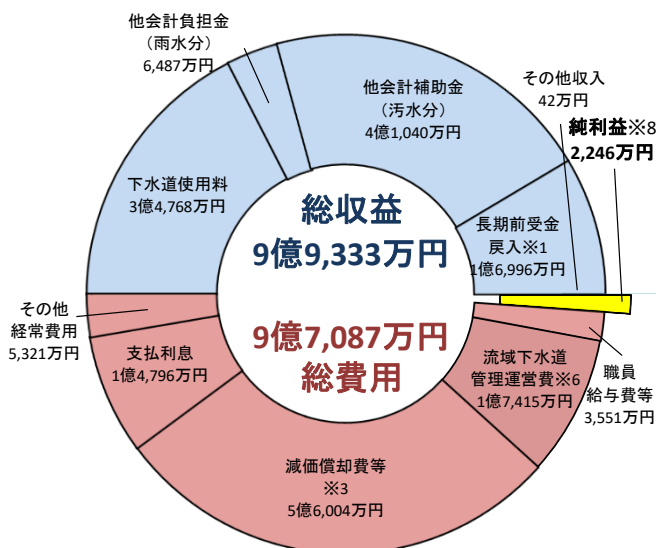
水道管等、施設を建設・更新するための収支



■下水道事業 平成30年度決算(平成31年3月31日現在)

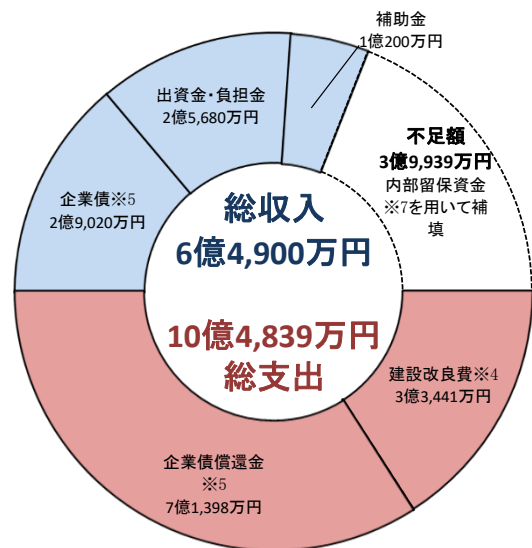
【収益的収支(消費税抜き)】

下水道使用料等、汚水・雨水を処理するための収支



【資本的収支(消費税込み)】

下水道管等、施設を建設・更新するための収支



《用語解説》※1長期前受金戻入:資産取得時に受けた補助金や受益者負担金を、その資産の減価償却期間に分割して収益化するものです。
 ※2受水費:本市では水道用水の全てを(小滝浄水系除く)山形県(置賜広域水道)から受水しており、その購入費です。
 ※3減価償却費:長期間使用される固定資産(設備等)の取得費を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分したものです。
 ※4建設改良費:水道や下水道施設の建設や更新、配水管や下水道管などの布設や改良工事を行う事業費です。
 ※5企業債:施設整備のための借入金です。償還金は、企業債の元本返済分です。
 ※6流域下水道管理運営費:本市の公共下水道は、山形県の最上川流域下水道(置賜処理区)に接続して処理しており、その負担金です。
 ※7内部留保資金:減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金や、利益の積立金を内部留保資金といいます。この資金を、資本的収支の不足分に充てています。
 ※8純利益:次年度の建設改良費等に使用します。